

令和6～7年度整備

我孫子市（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び
（介護予防）認知症対応型通所介護事業候補者募集要領

令和6年11月

我孫子市健康福祉部高齢者支援課

1 趣旨

我孫子市では、「第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画」に基づき、介護保険サービス基盤の整備を進めています。

このうち、令和6～7年度に（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業所及び（介護予防）認知症対応型通所介護の事業所を整備を予定する事業者を募集します。

2 募集要件等

(1) 対象施設

サービス種別	条件	整備年度	施設数	定員数
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	新設	令和6～7年度	1施設	18名
(介護予防)認知症対応型通所介護	新設	令和6～7年度	1施設	10名程度

※上記2施設の併設型または共用型のみとする。

(2) 場所

我孫子市全域

※他の介護保険施設等の立地状況を確認の上、市内の施設立地状況のバランスが図られるよう、十分に検討すること。

(3) 募集要件

応募できる事業者は、介護保険法によるサービス提供をするため、十分な資力や能力を継続的に有する者であること。

- ① 運営法人は法人格を有していること。
- ② 介護サービスを提供するため十分な資金計画及び事業計画が確実であり、施設を安定的に運営できること。
- ③ 介護保険法における指定・許可の欠格事由、取消事由に該当せず、所管庁の監査等において、過去3年間に重大（改善勧告以上）な指摘を受けていないこと。また、それ以前に受けた指摘事項は改善していること。
- ④ 運営法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団に該当しないこと、暴力団または同条第6号に掲げる暴力団員の利益となる行動を行っていないこと及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。また、役員等が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものに該当しないこと。

- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生手続きの申立てをしていない者であること。
- ⑥ 法人において、国税及び地方税の滞納がないこと。なお、法人と代表者又は役員等との間で債権債務関係がある場合は、当該債権債務関係が存する代表者又は役員等の国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑦ 原則、開設日までに介護保険法に基づく事務所指定を受け、事業所を開所すること。ただし、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときはこの限りでない。
- ⑧ 事業を実施するにあたり、土地及び建物を確実に確保できる見込みであること。また、災害等に対する安全性が確保されている土地及び建物であること。

ア 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等により定められた開発行為、接道要件、農地や林地等の規則については、事業計画書の提出前に本市の関係各課へ確認、事前相談を行うこと。

イ 土地・建物は、自己所有と賃貸のどちらでも可能。賃貸の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権等の権利設定が必要。また、運営法人の理事長又は運営法人から報酬を受けている役員等からの賃借による貸与でないこと。

ウ 土地、建物については、本事業計画以外の目的による抵当権や、事務所存続の支障となりえるような権利設定がないこと。なお、抵当権等の権利設定がある場合、十分な法的保全策が講じられるものであること。

⑨ 隣接地権者等への説明

事業計画書の提出（令和7年1月10日（金））までに、整備予定地に隣接する地権者に対して、当該公募に応募することを説明してください。また、提案が不採用になった場合は、整備を行わないことを説明してください。

（４）関係法令等

- ① 「我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「我孫子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」その他介護保険関係法令等の基準を満たしていること。
- ② 老人福祉法、介護保険法、都市計画法、建築基準法、農地法、消防法その他関係法令等を遵守すること。

(5) 整備に係る補助金（予定）について

千葉県の「千葉県介護施設等整備事業交付金」を財源として、我孫子市の「我孫子市地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金交付要綱」に基づく補助金があります。

令和7年度の補助金については、県との協議等により市に対する県の補助金の交付決定が条件となるため、交付を受けられない場合があります。

補助金が交付されなかった場合にも、補助なしで整備を検討している法人等においては資金計画策定にあたり、必要となる財源について十分にご検討ください。

また、補助金の制度について、県の補助金を財源としていますので、千葉県の補助金に変更や廃止となった場合、市の補助金も変更や廃止となりうることについて、あらかじめご了承ください。

<我孫子市地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金>

種類	対象施設	補助基準額
①地域密着型サービス等整備等助成	認知症対応型共同生活介護	39,600 千円／施設数
	認知症対応型通所介護	14,100 千円／施設数
②介護施設等の施設開設準備経費等支援	認知症対応型共同生活介護	989 千円／定員数

※補助基準額は令和6年11月時点の基準であり、今後については未定であるため、あらかじめご了承ください。

①地域密着型サービス等整備等助成

認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンターの整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※空き家（借家、テナント等を含む。）を活用した整備を行う場合、補助基

準額を10,500千円／施設とする。

※施設を合築・併設して整備を行う場合は、それぞれ補助基準額に1.05を乗じた額を補助基準額とする。

※土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備するものも対象とする。この場合、経営が安定的・継続的に行われるよう、以下の要件を満たしていることを条件とする。

・貸与を受ける不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。また、登記費用については応募者が負担すること。

・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

②介護施設等の施設開設準備経費等支援

認知症高齢者グループホームの円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

※施設開設前6か月間の準備に必要な経費を対象とする。

3 募集スケジュール

今後のスケジュールについては次のとおりです。市の都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

内容	日程
募集要領掲載	令和6年11月11日（月）
事前申出書提出期限	令和6年11月22日（金）午後4時まで
質問受付	令和6年12月2日（月）～12月6日（金） ※ 午前8時半～午後5時
質問への回答	令和6年12月20日（金）までに我孫子市HP上で公開
応募書類提出期限	令和7年1月10日（金）午後4時まで

審査（ヒアリング）	令和7年2月13日または2月14日
事業者決定	令和7年2月末

4 応募手続き

(1) 事前申出書の提出

応募を予定している事業者は、令和6年11月22日（金）午後4時までに、令和6～7年度整備我孫子市（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業者募集に係る事前申出書（別紙1）をFAX又は電子メールで高齢者支援課に提出してください。

なお、この事前申出書の提出は、本市が応募を予定している事業者の状況等を把握するために求めるものであり、提出後、本市から問い合わせをする場合があります。

事前申出書を提出頂いた事業者のみ事業計画書及び提出書類一覧等を令和6年11月29日（金）までに配布します。

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問の方法

公募に関する質問は、令和6年12月2日（月）～12月6日（金）の午前8時半から午後5時の間、令和6～7年度整備我孫子市（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業者募集に係る質問書（別紙2）により、FAXまたは電子メールにて受け付けます。

【F A X】04-7186-3322

【電子メール】abk_koureishashien@city.abiko.chiba.jp

イ 質問への回答

質問に関する回答は、令和6年12月20日（金）までに我孫子市ホームページに掲載します。ただし、質問の内容が審査に著しく支障をきたすと判断した場合は、回答しないことがあります。

ウ 注意点

- ・ 締め切り以降の質問等は、公平性を期すため受け付けません。
- ・ 電話や窓口での口頭での質問は受け付けません。
- ・ 応募状況や他の応募者に関する情報等、法令等により確認できる事項については回答しかねます。

(3) 応募書類の提出期限

募集要領に基づき事業計画書及び添付書類を令和7年1月10日(金)午後4時までに本市に提出してください。

市が指定した様式の表や行が足りない時は適宜追加してください。

ア 提出方法

持参(郵送等不可)

※土・日・祝日を除く、午前9時～午後4時の間

※予め必ず電話連絡の上、日程調整してから、来庁願います。

イ 提出先

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 西別館 3階

健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係

04-7185-1111 (内線411、412)

(4) 提出書類の調製方法

①応募書類は、正本1部、副本(正本の写し)を1部ずつファイルに編綴し10部作成して提出してください。

②原則A4版です。ただし、図面および施設整備工程表(様式9)はA3版とし、A4サイズに折り込んで(Z折り)ください。

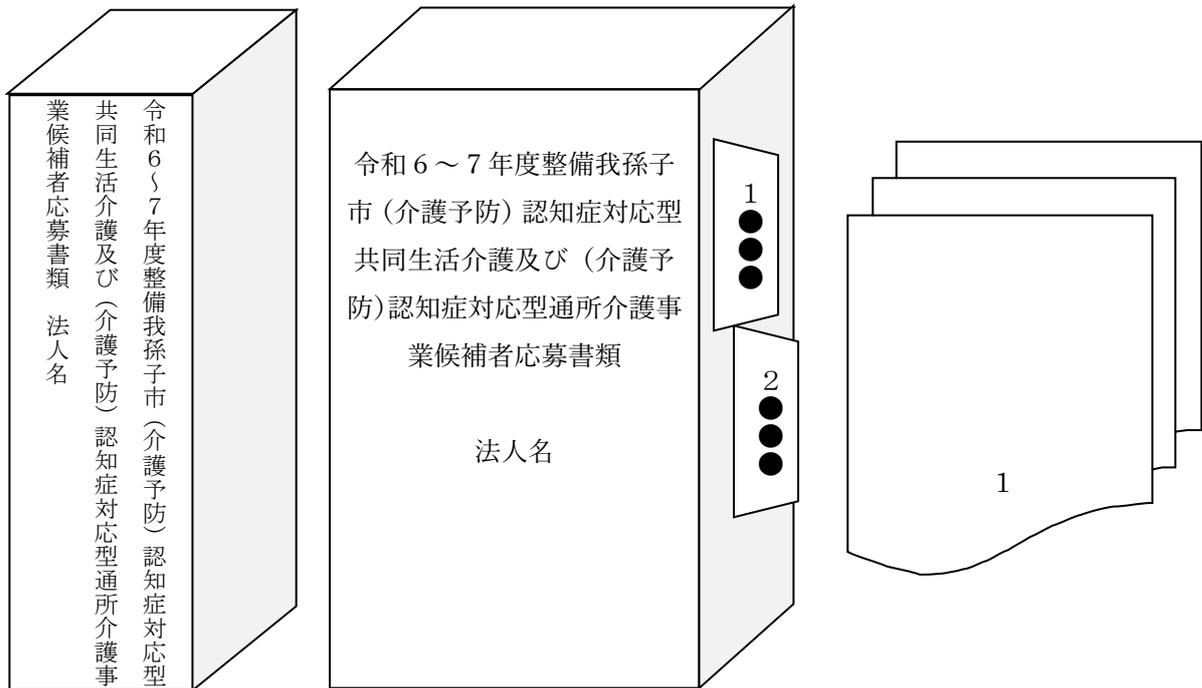
③全体の目次をつけてください。

④書類ごとに合紙(白色無地の紙)を挟み、その合紙(白色無地の紙)に、番号と文字表記のインデックスをつけてください(番号のみの表示は不可。番号と文字表記は「提出書類一覧」又は「オーナー型補助制度を利用する場合の追加提出書類一覧」の「番号」「必要書類」と同じにすること)。

⑤表紙及び合紙(白色無地の紙)以外にページ番号(通し番号)をつけてください。

⑥必ず1冊のバインダーに綴り、バインダーの表紙、背表紙に次のことを記載してください。

「令和6～7年度整備我孫子市(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護事業候補者応募書類」(法人名)



(5) その他

- ① 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- ② 優れた事業計画の提案と、選定された事業計画を確実に実行していただくため、一つの法人が応募できる本公募対象の計画は1計画に限ります。
- ③ 事業者の採択の可否にかかわらず、事業者が応募に要した費用等は事業者が負担することとします。
- ④ 事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害等については、我孫子市が責任を負うものではありません。
- ⑤ 市長は、選定された法人又は事業者において、この公募要領に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるとともに、次回の応募資格を失うものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- ⑥ 事業候補者に決定された後に事業候補者の責めに帰すべき理由により辞退があった場合は、次回の応募資格を失うものとします。
- ⑦ 契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を必ずしてください。

【例】

この写しは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会

理事長 ○○ ○○ 実印

- ⑧ 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として決定後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- ⑨ 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。
- (6) 応募に際しての注意事項
- ① 応募に必要な書類に不足・不備等ある場合は、受付することができませんので、提出の前に再確認をお願いします。
- ② 応募に必要な費用等については、応募者の負担となります。
- ③ 提出された応募の書類等は返却しません。
- ④ 必要に応じて、書類の提出及び記載内容の確認を求めることがあります。
- ⑤ 他の応募者の計画の内容に関するの問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず一切応じません。
- ⑥ 応募における用地、建物等の権利者又は地域住民等との確約書等により生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰すべき事項でありますので、我孫子市はその責任を負いません。
- ⑦ 応募にあたり土地・建物等各種規制等により条件を満たせない場合、応募は無効となります。
- (7) 応募の辞退
- 書類提出後に辞退をする場合は、その事由を書面(任意様式)で提出してください。

5 選定について

(1) 審査（ヒアリング）

応募した法人の代表者等から施設の運営等についてヒアリング等を行い、事業内容の審査を行います。

- ①ヒアリングの日程は、応募された法人に令和7年1月17日（金）までに連絡します。
- ②ヒアリングは、1法人35分（提案15分、質疑応答20分程度）を予定しています。
- ③ヒアリングの際は、実際に運営する法人の方（法人代表者、施設長（就任予定者）が望ましい）並びに設計監理会社もしくは設計監理者が出席してください（4名以内でお願いします）。
- ④総得点（評価基準点の合計点×委員5人）の6割をボーダーラインとし、ボーダーラインに満たない場合は選考されません。ボーダーラインを満たした事業者について順位付けの判定を行います。なお、やむを得ない事情によりヒアリングを欠席した選定委員がいた場合は、参加した委員の評価点数を基に受託者を特定することとします。

(2) 事業候補者評価及び選定

選定における評価は、前述の「2 募集要件等」の要件を満たしていることとし、評価基準の高得点の事業計画から先順位とします。（原則として、募集数を超える選定は行いません。）

※事業者の応募がない場合又は事業候補者が決定しなかった場合は、再度募集を行うことがあります。

(3) 審査の視点

「評価項目及び基準採点表」参照。

※評価項目及び基準採点表は事前申出書を提出頂いた事業者のみ事業計画書及び提出書類一覧等と合わせて配布します。

(4) 選定結果の通知

結果については、全ての応募者に文書で通知します。また、結果についての異議申し立ては一切受け付けません。

(5) 事業候補者の公表等

事業候補者決定後、応募状況及び決定した事業者名、整備予定地等を市のホームページで公表します。

(6) その他

我孫子市地域密着型サービス拠点等整備事業者選考審査会での評価の合計点に基づき、最も合計点の高い第1位順位事業者を事業候補者として評価します。同点で最も高い提案が2以上あるときは、「評価項目及び基準採点表」の「2事業計画の評価」の合計点が高い方を先順位とします。また、第1順位事業者が辞退等により事業候補者でなくなった場合は、繰り上げにより第2順位予定者を事業候補者として評価することがあります。

6 禁止事項、欠格事項等

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、応募資格がないと認めた法人の場合
- ② 我孫子市地域密着型サービス拠点等整備事業者選考審査会の審査前に、審査会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合
- ③ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての決定を取り消します。

- ① 施設建築に係る関係省令等に抵触するなど明らかに整備が不可能であると市が判断した場合
- ② 我孫子市の選定後に、計画地、定員、建築計画の変更等を行った場合
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市長が認める場合、または法令違反が明らかになった場合

7 問い合わせ先

我孫子市我孫子1858番地

我孫子市健康福祉部高齢者支援課高齢者福祉係

TEL：04-7185-1111

FAX：04-7186-3322

Email：abk_koureishashien@city.abiko.chiba.jp